

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|-------------------------|----------|--|------------|---|
| 総務課 | 京都西地方事務所の事務所及び駐車場の賃貸借契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社辰己建物総合管理 | 9,046,572 | ・本事務所は効率性、納税者の利便性の確保を図る必要があるため、府税事務所と併設する必要があり、京都西府税事務所が賃貸借契約している相手先と契約する必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 総務課 | 京都南地方事務所の事務所及び駐車場の賃貸借契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社長栄 | 7,275,552 | ・本事務所は業務の効率性、納税者の利便性の確保を図る必要があるため、府税事務所と併設する必要があり、京都南府税事務所が賃貸借契約している相手先と契約する必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 総務課 | 内部事務アウトソーシング業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ワークスビジネスサービス 社会保険労務士法人おむろ人事サービス | 16,119,400 | 当該事業者は、京都地方税機構が京都府と共同利用している総務事務システム等を利用して京都府内部事務アウトソーシング業務を受託する事業者であり、本業務を受託できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|-----------------------------------|----------|--------------------|------------|---|
| 総務課 | 内部事務アウトソーシング業務に係る初期設定業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ワークスビジネスサービス | 2,530,000 | 当該事業者は、京都地方税機構が京都府と共同利用している総務事務システム等を利用して京都府内部事務アウトソーシング業務を受託する事業者であり、本業務を受託できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化申告支援システム運用保守業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 20,375,520 | ・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 共同徴収支援システム運用業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 北日本コンピューターサービス株式会社 | 2,090,000 | ・本システムは当該業者が開発したものであり、障害発生時の迅速な対応等、システムの適切な運用を図ることができるのは、開発業者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|--|----------|---|------------|--|
| 業務課 | 共同徴収消込データ一括作成等業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社三菱UFJ銀行 | 10,716,200 | ・当該業者は、本システム稼働時から本業務を遂行しており、安定かつ正確に消込データ等を作成することができるのは、本システムに精通している当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 共同徴収支援システムに係るデータセンターサービス提供業務の契約 | 令和2年4月1日 | 西日本電信電話株式会社京都支店 | 4,686,000 | ・当該業者は京都府が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ整備業者であるとともに、本システムの現行機器の設置を行っている業者であり、並行稼働に係る機器の設置を他の業者が行うことは不可能であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化固定資産税(償却資産)システムから市町村基幹業務支援システムへのデータ連携に係るシステム改修業務委託契約 | 令和2年4月1日 | 市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 ＜代表企業＞株式会社ケーケーシー情報システム ＜構成員＞京都電子計算株式会社 ＜構成員＞西日本電信電話株式会社京都支店 京都府自治体情報化推進協議会 | 7,106,000 | ・本業務は、京都府・市町村課税事務共同化固定資産税(償却資産)システムから市町村基幹業務支援システムにデータ移行するために開発するものであり、本システムを開発することができるのは市町村基幹業務支援システムを開発・保守運用している当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|---|----------|------------------------------|-----------|---|
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化固定資産税(償却資産)システムから京都府・市町村課税事務共同化固定資産税(償却資産)システムからNewTRY-X/IIへのデータ連携に係るシステム改修業務委託契約 | 令和2年4月1日 | 京都電子計算株式会社 京都府自治体情報化推進協議会 | 8,668,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、NewTRY-X/II からデータ移行するために開発するものであり、本システムを開発することができるのはNewTRY-X/IIを開発・保守運用している当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化固定資産税(償却資産)システム本番データ移行業務委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 1,034,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、システムの開発及び導入受託者の当該業者のみが行うことが可能であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化固定資産税(償却資産)システム運用保守業務委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 3,960,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|---|----------|---|-----------|---|
| 業務課 | 市町村基幹業務支援システム(宛名管理・住民登録外、軽自動車税、収滞納管理(住記・税系)、法人住民税)保守業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 <代表企業>株式会社ケーケーシー情報システム <構成員>京都電子計算株式会社 <構成員>西日本電信電話株式会社京都支店 京都府自治体情報化推進協議会 | 7,410,216 | ・本業務は、本システムの導入・運用受託者の当該業者のみが行うことが可能であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化軽自動車税システム運用保守業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 5,280,000 | ・本業務を実施できるのは、本システムの導入・運用業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 軽自動車税申告書等データ化業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 7,600,560 | ・本業務を実施できるのは、本システムの導入・運用業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|---|-----------|--------------------|-----------|---|
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化共通基盤システムに係るデータセンターサービス提供業務の契約 | 令和2年4月1日 | 西日本電信電話株式会社京都支店 | 5,596,800 | ・当該業者は京都府が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ整備業者であるとともに、本システムの現行機器の設置場所を提供している業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 京都府・市町村共同利用型審査システム及び国税連携システムに係るデータセンターサービス提供業務の契約 | 令和2年4月1日 | 西日本電信電話株式会社京都支店 | 3,920,400 | ・当該業者は京都府が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ整備業者であるとともに、本システムの現行機器の設置場所を提供している業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 令和2年度税制改正に伴う共同徴収支援システム(Dialogue)改修業務 | 令和2年11月2日 | 北日本コンピューターサービス株式会社 | 4,097,500 | ・本システムは当該業者が開発したものであり、システムの改修を行える者は開発業者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|---------------------------------------|------------|--------------------|------------|--|
| 業務課 | 共同徴収支援システム (Dialogue) 徴収実績資料作成対応作業 | 令和2年11月10日 | 北日本コンピューターサービス株式会社 | 3,932,500 | <p>・本システムは当該業者が開発したものであり、システムの改修を行える者は開発業者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】</p> |
| 業務課 | 共同徴収支援システムの賃借及び保守に係る契約 (ハードウェア・再リース分) | 令和2年12月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 17,171,352 | <p>・当該業者は本システムの現行機器の調達設置を行っている業者であり、再リース契約により他者と比して著しく有利な価格で契約を行うことが可能であるため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当】</p> |
| 業務課 | 共同徴収支援システムの賃借及び保守に係る契約 (ソフトウェア・再リース分) | 令和2年12月1日 | 北日本コンピューターサービス株式会社 | 8,184,000 | <p>・本システムは当該業者が開発したものであり、再リース契約により他者と比して著しく有利な価格で契約を行うことが可能であるため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当】</p> |

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|---|-----------|------------------|------------|--|
| 業務課 | 固定資産税(償却資産)課税業務の委託契約 | 令和2年12月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 55,550,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札に付し、予定価格内での落札者がなかったため 【地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当】 |
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化固定資産税(償却)共同化システム追加改修業務委託契約 | 令和2年12月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 2,978,250 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 業務課 | 京都府・市町村課税事務共同化固定資産税(償却資産)システムに係る新型コロナウイルス特例対応業務委託契約 | 令和2年12月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 2,403,500 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |

| 契約事務を担当する組織の名称 | 契約内容 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 |
|----------------|--------------------------------------|------------|------------------|--|---|
| 業務課 | 京都府・市町村共同利用型審査システムに係る機器賃借・運用保守業務の契約 | 令和2年12月25日 | TIS株式会社 | 13,464,000 | ・本業務を実施できるのは、本システムの導入、運用業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 法人税務課 | 京都府・市町村税務共同化法人関係税等支援システム運用・保守業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 5,544,000 | ・本システムは当該業者が開発したものであり、障害発生時の迅速な対応等システムの適切な運用・保守等を実施できるのは、開発業者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】 |
| 法人税務課 | 京都府・市町村法人関係税プレ申告書出力・封入封緘業務の委託契約 | 令和2年4月1日 | 株式会社ケーケーシー情報システム | 9,758,094 (単価契約) 発送簿プレプリント1回/月 8.73円他21種類 | ・本業務を行うためには「プレ申告書出力等一括出力システム」が必要だが開発した当該業者のみがシステムを保有している。新たに他の業者に委託する場合は、新たに帳票等出力システムの開発経費が必要となるとともに、膨大な検証作業が発生し、多額の人的コストが必要となることから、競争入札に付することが不利と認められるため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当】 |